

熱海市農業委員会

令和6年8月総会 議事録

1. 日 時	令和6年8月23日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件	1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2. 農地転用事実確認願について 3. 農地法第3条の規定による許可申請書について 4. その他
------------	--

5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
--------	--------------------------

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号農地法第5条第1項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況雑種地、面積が299㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅。権利設定事由は譲受人が現在親と同居しているが、結婚・子供の誕生による家族構成の変化により、住居が手狭になった。また、将来の親の介護等のため、同じ地区に新居をもうけたいということです。工期が令和6年9月10日から令和7年3月10日。建築面積が107.44㎡です。権利の内容が使用貸借。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況はいかがですか。

相磯恵利子委員	周辺は住宅が多く問題ないと思います。
山田 秀明議長	4 ページを見てもらうとわかりますが、申請地上の住宅が、現在親と住んでいる住居です。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 2 号、農地転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地転用事実確認願です。土地の所在が、泉元宮上分 登記畑・現況その他、面積 3 2 5 m²です。許可年月日が昭和 5 2 年 7 月 2 7 日。使用目的が住宅。建築面積が 7 6 . 1 4 m²、転用完了年月日が昭和 6 0 年 6 月 1 2 日。その他の農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が第 1 種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	高橋さん調査に行った状況はいかがですか。
高橋 恒夫委員	1 0 ページを見てもらうとわかると思いますが、問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 2 号特定農地貸付の承認申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、特定農地貸付の承認申請についてです。 土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況畑、面積 4 1 5 m²です。貸付協定は令和 6 年 5 月 2 日に市と結んでいます。区画数が 1 2 区画、1 区画が平均 3 4 . 5 8 m²です。賃料が 1 区画年間平均 1 0 , 5 0 0 円です。その他が農地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第 2 種、用途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。市民農園を行うための申請になります。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	沢田さん調査に行った状況いかがですか。
沢田 敏委員	問題ないと思います。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今回は遺言による相続人以外への特定遺贈ということで先に説明させていただきます。資料の注 2 に書いてありますが、民法 9 6 4 条の規定による遺贈の場合、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈については、施行規則第 1 5 条第 5 号により許可不要のため、相続人以外への特定遺贈のみが単独申請の対象となる。また申請者は遺言執行者または相続人の単独申請か望ましいとなっています。今回は、遺言による相続人以外への特定遺贈で申請者は遺言執行者ということになります。

土地の所在が、上多賀 登記・現況畑、5 9 m²、上多賀 登記・現況畑、7 6 m²、上多賀 登記・現況畑、6 3 8 m²、上多賀 登記・現況畑、8 0 3 m²、上多賀 登記・現況畑、1, 9 7 6 m²、上多賀 登記・現況畑、1 0 9 m²、上多賀 の 3 分の 1、登記・現況畑、4 1 3 m²、上多賀 の 3 分の 1、登記・現況畑、2 5 3 m²です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況は草刈り機 1 台所有、動力噴霧器 1 台購入予定です。作付け作物・面積は柑橘類が 4, 0 0 0 m²、野菜が 1 3 5 m²です。農作業に従事する者が 農作業経験が 1 0 年。年間農作業従事日数が 1 0 0 日。臨時雇用労働力は 2 名です。子供と 2 人で耕作していく。周辺農業者や前所有者が手助けを受けていたベテラン農業者にも手伝いをしてもらいながら学んでいき、研修等にも参加予定ということです。住所地からの距離は車で 1 0 分。その他は農地の区分は が 3 種、その他が 2 種、農振の区分は が地域外、その他が地域内青地、宅造規制は がなし、その他があり、風致地区は が無指定、その他が第 2 種、用途区分は が第 2 種中高層住居専用地域、その他が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相続による所有権移転は届出でいいんですが、今回は法定相続人ではないので、申請が出てきたということです。長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

ずっと手伝っていてきれいに手入れされている農地なので問題ないと思います。

安井 靖雄委員

農地は 3 か所にあるんですか。

事務局

位置図は 3 か所になってますが、実際には 2 か所です。1 7 ページと 2 0 ページは同じ場所で筆が違っただけですが、所有者が違うため 2 枚になっています。

山田 秀明議長

他にご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

【その他】

1. 無登録農薬に関する注意喚起について
委員に説明し了承。
2. 地域計画現状地図・目標地図について
委員に説明し了承。
3. トラクターの安全確認について
委員に説明し了承。
4. 熱中症シールについて
委員に説明し了承。
5. 畑作業について
日程調整し委員了承。
6. 農林業センサス調査員について
委員に説明し了承。

議長 山田 秀明

6 番委員 松浦 忠

7 番委員 西島 壽雄